

長浜市営住宅宇根本団地建替整備事業 要求水準書に関する質問に対する回答

本書は、長浜市営住宅宇根本団地建替整備事業に関して、令和8年8月17日から令和8年8月19日までの期間に寄せられたご質問に対する回答を取りまとめ、公表します。

なお、ご質問につきましては、原則として原文のまま掲載しています。

令和8年9月2日
長 浜 市

長浜市営住宅宇根本団地建替整備事業 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	要求水準書	5	1	(7)	ア	(ア)	a		調査業務	電波障害予測調査の結果、必要となった電波障害対策に関し、CATV(ZTV)への加入対応は市の責任範囲とし、事業者はその支援を行うとの理解で相違ないでしょうか。	電波障害予測調査の結果、本事業に起因する電波障害への対策が必要となった場合は、CATV(ZTV)への加入を含む必要な対策の検討について、事業者の責任において対応してください。 なお、当該対策の実施に要する具体的な費用負担については、電波障害の発生状況及び対策内容等を踏まえ、市と事業者で協議の上、決定します。
2	要求水準書	9	1	(13)	ア				道路等の整備	(ウ)において、市道宇根本住宅17号線の道路拡幅6m確保とありますが、資料4の計画イメージには記載がありません。道路整備を行うものと考えてよいでしょうか。 また、計画イメージ内、民地の南側に市道の記載があり、道路整備の将来予定があると見受けられますが、幅員は6mと考えてよいでしょうか。	市道宇根本住宅17号線については、本事業において、余剰地予定地側(北側)への片側セットバックにより幅員6mを確保し、市道として必要な道路整備を行ってください。 また、別添資料4「事業概要図」に示す民地南側の市道についても、幅員6mを確保し、市道として必要な道路整備を行ってください。 以上の内容を明確にするため、要求水準書(P9)及び別添資料4「事業概要図」を修正します。
3	要求水準書	10	1	(13)	ア	(カ)			道路等の整備	本事業に係る市道の廃止に関する議案は、他の市道廃止議案とは別案(単独の議案)として議会に上程されるとの理解で相違ないでしょうか。	本事業に係る市道廃止議案の上程方法については、現時点では確定していません。 事業スケジュール上必要と判断される場合には、個別の議案として上程することもあります。 なお、市道廃止の手続は、事業工程に支障が生じないよう市が適切な時期に行いますので、事業者は要求水準書に基づき、必要書類の作成等の支援を行ってください。
4	要求水準書	10 11	1	(13)	オ キ				上水道・下水道・電気・電話等の整備 電柱等の移設・撤去	上水道管、下水道管の既存埋設管の撤去、移設、敷設、増径等及び電柱・電線(関西電力送配電(株)、NTT、ZTV)等の移設、撤去、新設に係る費用の全ては、事業者の負担との理解で相違ないでしょうか。	本事業の実施に伴い必要となる上水道管、下水道管、電柱・電線等の撤去、移設、敷設、増径等は、原則として事業者の業務範囲であり、事業者が負担する費用については提案価格に含めてください。 ただし、費用負担の区分は、関西電力送配電(株)、NTT、ZTVその他の各施設管理者又は供給事業者が定める基準及び協議結果によるため、各施設管理者等が負担する部分まで一律に事業者の負担とするものではありません。具体的な費用負担については、事業者の責任において各施設管理者等に確認してください。
5	要求水準書 別添資料1	3	2						構造等	構造についてコンクリート系構造と記載がありますが、一期棟の平屋建てにおいても、コンクリート系としなければならないでしょうか。	一期棟の平屋建てを含むすべての住棟について、要求水準書 別添資料1に基づき、コンクリート系構造(SRC造及びPCa造を含む)とし、耐火構造としてください。
6	要求水準書 別添資料4								事業概要図 補足:整備工程イメージ《STEP6》	要求水準書(P9)「1の(13)ア 道路等の整備」の記載内容と、事業概要図(補足:整備工程イメージ《STEP6》)の内容に相違がございます。どちらの記載を正とすればよいかご教示ください。	要求水準書に関する質問に対する回答No.2をご参照ください。
7	要求水準書 別添資料5	5							地積測量図	筆界確認全体図のCADデータをいただくことは可能でしょうか。	筆界確認全体図のCADデータは、提供可能です。
8	要求水準書 別添資料6-1								既存住宅等関連図書 (既存住宅位置図)	事業計画の検討にあたり、現在の正確な入居状況を把握するため、最新の資料をご開示いただけますようお願いいたします。	資料6-1「既存住宅等関連図書(既存住宅位置図)」を最新の内容に更新します。

長浜市営住宅宇根本団地建替整備事業 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
9	要求水準書 別添資料6-1								既存住宅等関連図書 (既存住宅位置図)	建て替えにおける移転計画を考える上で、宇根本 団地事業用地(東側)の各住戸の世帯人数をご教授 いただけないか。	ご質問を踏まえ、東側敷地の移転対象世帯について、住棟名・住 戸番号ごとの世帯人数を別添「入居者移転支援業務に係る移転 対象世帯の状況(追加資料)」のとおり提供します。本追加資料 は、様式1-3「資料配布申込書兼誓約書」の配布申込資料である 「参考資料 入居者移転支援業務に係る移転対象世帯の状況」に 付随する追加資料であり、同誓約書「2 資料の取扱い」に定める事 項が適用されます。加えて、本追加資料の取扱いについては、次 の各号を遵守してください。 (1)本追加資料は、本事業への応募検討及び入居者移転計画の 策定の目的の範囲内においてのみ利用してください。 (2)本追加資料に記載する住棟名・住戸番号及び世帯人数を、既 に提供した「入居者移転支援業務に係る移転対象世帯の状況」そ の他の資料又は情報と照合し、特定の入居者個人を識別し、又は 識別しようと試みる目的で利用しないでください。 (3)本事業の用の終了後、複製したすべてのデータ及び紙資料等 を速やかに削除又は廃棄し、市の求めに応じてその完了を報告し てください。 なお、本追加資料の取扱いにあたっては、次の点にご留意くださ い。 ・本資料は、令和8年8月31日現在において市が把握している情 報を整理したものであり、今後の入退去、世帯構成の変更、入居 者の意向確認等により変更となる場合があります。世帯人数が空 欄の住戸は、現時点において未確認の項目です。 ・本資料には、入居者の年代、配慮の必要性その他の個別の属性 情報は含めていません。移転支援業務の実施に必要なとなる情報に ついては、個人情報の保護に配慮し、市が必要性を確認した上 で、必要最小限の範囲で別途提供又は協議します。